

条例第 55 号

宇和島市認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

宇和島市長

岡原文彦

宇和島市認定こども園条例の一部を改正する条例

宇和島市認定こども園条例（平成28年条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<u>(乳児等通園支援保育料)</u>
	<u>第11条 市長は、乳児等通園支援（児童福祉法第34条の15第1項に規定する事業をいう。）を実施したときは、当該乳児等通園支援を受けた児童の保護者等から当該乳児等通園支援に係る費用（以下「乳児等通園支援保育料」という。）を徴収する。</u>
	<u>2 前項の規定により徴収する乳児等通園支援保育料の額は、規則で定める。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。</u>
(その他の費用負担)	(その他の費用負担)
<u>第11条</u> (略)	<u>第12条</u> (略)
(保育料等の納付)	(保育料等の納付)
<u>第12条 保育料、延長保育料及び一時預かり保育料_____</u> _____は、毎月市長が指定する納付期限までに納めなければならぬ。	<u>第13条 保育料、延長保育料、一時預かり保育料及び乳児等通園支援保育料</u> は、毎月市長が指定する納付期限までに納めなければならない。
(委任)	(委任)
<u>第13条</u> (略)	<u>第14条</u> (略)

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。